



<注意点>

- ・事前申請から認可までのトータル日程はこれまでと変わらない。
- ・本申請後、確認・適判との両図書間の整合性確保は、申請者の責任となる。(③と④は原則同じ物とする)
- ・適合判定通知書が出された後に、判定申請図書の変更は不可。
- ・確認本申請後、意匠における変更(消防指摘も含む)及び整合性で構造計算に影響する内容については、対応が困難。
(適判の本申請が遅れ日程遅延につながる)